

社会福祉法人境港福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人境港福祉会(以下、「法人」という。)の役員及び評議員の報酬(交通費)について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(代表理事の報酬)

第3条 代表理事の報酬は、年額 5,000,000 円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 役員が理事会及び評議員会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、以下の報酬(交通費)を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬(交通費)を支給しない。

1、報酬(交通費)

1 回につき 3,000 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 役員が理事会以外の日、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたったばあいは、以下の報酬(含む交通費)を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬(交通費)を支給しない。

1、報酬

時給 1,500 円

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、以下の報酬(交通費)を支給する。

1、報酬(交通費)

日額 3,000 円

(苦情対応第三者委員及び運営推進協議会委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員及び運営推進協議会委員が理事会及び評議員会に出席した時は、報酬を支給する。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないも

のとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員及び運営推進協議会に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員及び運営推進協議会委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応及び運営に係る業務にあたった場合は、報酬(交通費)を支給する。

1 報酬

日額 3,000 円

(役員等の職務証跡)

第8条 法人の職員として雇用されていない役員及び評議員は、職務証跡資料として、職務証跡届の作成に協力するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1、この規程は、2017年4月1日より施行する。
- 2、この規定は、2020年6月25日より施行する。